

トリチウム水の適切な取扱い及び新たな風評が生じないよう
徹底した対策を求める意見書

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）は、去る8月9日に開催された多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会において、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内貯蔵タンクに保管される放射性物質トリチウムを含んだ水（以下「トリチウム水」という。）が、早ければ令和4年6月に、現在の計画で保管可能な容量である137万トンに達するとの試算を報告した。

また、東京電力は、今後の廃炉作業を進めるに当たり、使用済み核燃料を一時保管する施設等を整備するための用地を確保することから、更なる貯蔵タンクの増設は困難との見解を示している。

国は、トリチウム水の処分方法として海洋放出を含めた5つの方法を公表しているが、いまだ風評被害が払拭されていない現状から、貯蔵タンクでの長期保管を求める声も多い。トリチウム水の処分については、県民の理解なくして進めることはできず、今後の対応いかんによっては、本県に対する更なる風評被害を助長することも考えられることから、今後の計画及び対応に万全を期す必要がある。

よって、国においては、社会的な影響を考慮した上で、あらゆる知見を総動員してトリチウム水を適切に取り扱うとともに、新たな風評が生じないよう徹底した対策を講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
復興大臣
原子力規制委員会委員長

宛て

福島県議会議長 吉田栄光